

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第 127 号

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条第5項中「理財局税務部法人税務課」を「行財政局税務部法人税務課」に改め、同条第12項中「理財局税務部収納対策課」を「行財政局税務部収納対策課」に改め、同条中第19項を第20項とし、第16項から第18項までを1項ずつ繰り下げ、第15項の次に次の1項を加える。

16 次の表の左欄に掲げる保育所の所長及び副所長は、その職にある間、辞令を用いることなく、同表右欄に掲げる課の職員に兼職されたものとみなす。

楽只保育所、楽只乳児保育所及び船岡乳児保育所	北 福 祉 事 務 所 支 援 保 護 課
室町乳児保育所及び鶴山保育所	上 京 福 祉 事 務 所 支 援 保 護 課
養正保育所、養正乳児保育所、錦林保育所及び修学院保育所	左 京 福 祉 事 務 所 支 援 課
壬生保育所、朱雀乳児保育所及び聚楽保育所	中 京 福 祉 事 務 所 支 援 保 護 課
三条保育所及び三条乳児保育所	東 山 福 祉 事 務 所 支 援 保 護 課
鏡 山 保 育 所	山 科 福 祉 事 務 所 支 援 課
崇仁第一保育所及び崇仁第二保育所	下 京 福 祉 事 務 所 支 援 課
九条保育所、南保育所、久世保育所、久世第二保育所、山ノ本保育所及び吉祥院保育所	南 福 祉 事 務 所 支 援 課
ひかり保育所、弓削保育所及び周山保育所	右 京 福 祉 事 務 所 支 援 課
改 進 保 育 所 及 び 淀 保 育 所	伏 見 福 祉 事 務 所 支 援 課
砂 川 保 育 所	深 草 福 祉 事 務 所 支 援 保 護 課
辰 巳 保 育 所	醍 醐 福 祉 事 務 所 支 援 課

第2条第3項各号列記以外の部分中「支所長」を「担当区長」に改め、同条第18項各号列記以外の部分中「前条第18項」を「前条第19項」に、「同条第19項」を「同条第20項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「前条第17項」を「前条第18項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項各号列記以外の部分中「前条第16項」を「前条第17項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項の次に次の1項を加える。

16 前条第16項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、児童福祉法の規定による保育費用の徴収に関する事務に従事させる。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局人事部人事課)